

竜巻被害に遭われた方からの 申請を受け付けています

■竜巻災害義援金を受給するには申請が必要です

皆さまからいただいた義援金は、竜巻被害に遭われた方にお届けしますが、被害に遭われた方は、受給する際に申請が必要になりますので、申請していない方は、お問合わせください。

■問合せ／福祉健康課 社会福祉担当☎991-1874

10月21日現在 義援金等受付状況 (12月16日まで受付)

- ・竜巻災害義援金 5,670,227円
- ・竜巻災害寄付金 1,224,847円

たくさんのご協力ありがとうございます。

■松伏町竜巻被災者見舞金及び固定資産税の減免申請を受け付けています

松伏町民で、竜巻被害により居住している家屋の一部が損壊された世帯に、見舞金10,000円を支給します。また、被害家屋に係る平成25年度の固定資産税についても減免手続きを行っています。

申請をされていない方は、お問合わせください。

■問合せ／見舞金の支給 福祉健康課 社会福祉担当☎991-1874

固定資産税の減免 資産税担当☎991-1831

税務課のお知らせ

問合せ／徴収担当☎991-1835

11月から1月は 滞納整理強化 期間です ～ストップ!滞納～

町税などは、納税者の皆さまが、決められた期限までに自主的に納めていただくものです。多くの方には期限までに納付していただいておりますが、残念ながら様々な理由により滞納している方がいます。税金の滞納は、期限内に納税している方との公平性を欠くものです。

埼玉県と県内全市町村では、「滞納整理強化期間」を設け「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

当町では、滞納の解消に向けた取組みとして積極的に給与・預貯金・生命保険・不動産などの差押えを実施しています。

皆さまには納期限内納付にご協力をお願いします。

住民ほけん課のお知らせ

問合せ／国保年金担当☎991-1868

国民健康保険 退職者医療制度について

長年勤めた会社などを退職して国民健康保険に加入した方が、年金を受けるようになったときには、退職者医療制度で医療を受けることになります。

■対象者／65歳未満の方で、次の条件のすべてに該当する方とその被扶養者(※)

- ①国民健康保険に加入している方
- ②厚生年金や共済年金などの老齢(退職)年金を受けている方で、これらの年金制度の加入期間が20年以上又は40歳以降に10年以上ある方

※退職被保険者(本人)によって生計を維持している同じ世帯の親族(三親等内)で、年間収入が130万円未満(60歳以上及び障がい者の方は180万円未満)の方

退職者医療制度では、医療費の一部が会社等の健康保険からの負担金でまかなわれます。これにより、間接的に皆さんの国民健康保険税の負担軽減が図られることとなりますので、必ず届出をお願いします。

■届出に必要なもの

- ▶年金証書(加入期間の記載のあるもの)
- ▶国民健康保険被保険者証
- ▶運転免許証、パスポートなどの本人確認書類
- ▶委任状(該当される方と別世帯の方がお越しになる場合)

上記のものをお持ちのうえ、国保年金担当の窓口にお越しください。



国保マスコット 健康まもるくん